平成２８年（フ）第４８８号
兵庫県西宮市甲子園九番町11番23―433号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番武庫川団地19号棟902号室
債務者　石関　　智
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４号
佐賀県唐津市魚屋町2016番地
債務者　貞包佐栄子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第５０３号
神奈川県小田原市扇町５丁目７番12号
債務者　菅野　妙子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１３号
神奈川県厚木市長谷798番地１　コーポ落合２―105
債務者　柳川　孝二
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５０号
青森県五所川原市若葉３丁目11番５号　県営住宅Ｏ―２
債務者　村田　節雄
1　決定年月日時　平成28年９月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
青森県五所川原市若葉３丁目11番５号　県営住宅Ｏ―２
債務者　村田　秋子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
神奈川県厚木市妻田南１丁目８番１―104号
債務者　南光　　勉
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４８７号
神奈川県厚木市上落合545番地１　ゴールデンローズＡ201
債務者　野坂　知哉
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９４号
神奈川県平塚市中原２丁目４番55―305号　マリアージュ
債務者　中津　由佳（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１０号
神奈川県秦野市北矢名990番地の19
債務者　山崎　　恵
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４００号
札幌市東区東苗穂１条３丁目４番４―507号
債務者　小助川千恵
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７６号
札幌市清田区北野６条４丁目１番11―104号
債務者　森　奈美子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０９号
札幌市豊平区平岸２条14丁目２番39―107号
債務者　田中　貴康
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１５号
札幌市北区篠路２条３丁目５番17号　林崎ビル202号
債務者　杉本季予子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７１号
札幌市白石区栄通13丁目５番13号　エルム13―303号
債務者　増谷　竜一
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４４号
堺市西区草部465番地７
債務者　内海　　收
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７３号
大阪府富田林市寿町２丁目７番１号
債務者　橋本　和樹
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係